

契約の方法及び入札の条件

(工事・条件付一般競争入札・価格競争の場合)

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

予定価格が事後公表の場合において、初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項に基づき、最低制限価格を設定する。

(4) 契約保証金

福島県財務規則第228条に定める契約保証金は、請負代金の10分の1以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは、免除する。

なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円を超えたときは、この限りではない。

また、落札者は、別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

(5) 前払金

福島県財務規則第112条（以下「規則」という。）で定める前払金は、次のとおりとする。

ア 第1項に定める前払金 請負代金額の5割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

イ 第2項に定める中間前金払 請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

(6) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5（中間前払金の約定をするときは、10分の6（前払金の約定をしないときは、10分の3））を越えた場合に限る。

なお、部分払の回数は、規則第239条第3項で定めるところによる。

(7) 工期

工期は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。

(8) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(9) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日、労働者を休業させるよう配慮すること。

(10) 現場代理人等

ア 受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約の締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

イ この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。（※イは該当しない場合、削除すること）

(11) スライド条項に基づく請負代金額の変更

ア 約款第25条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

イ 約款第25条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りでない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当す

- ることを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (12) インフレ条項に基づく請負代金額の変更
約款第25条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2ヶ月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。
また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (13) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置
この工事については、当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から30日以内にその単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。
- (14) 不可抗力による損害の負担
約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは、損害額に含めないものとする。
- (15) 下請負に附する場合の遵守事項
工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。
- (16) 配置予定の技術者
ア 他の発注機関の入札との関係について
同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。
なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、同日同時刻に行われる入札（国、県、市町村を含む。）については、他の入札に参加した場合は当該入札に参加してはならない。
イ 他の建設工事の配置技術者との関係について
入札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者としてすることができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。
ウ 監理技術者
土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。
- (17) 工事請負契約書
「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項で別記の条項を挿入する。
- (18) 契約確定の時期
地方自治法第234条第5項の規定により、発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。
- (19) 見積内訳書
入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。
- (20) 入札の際に提示すべき書類は、次のとおりとする。
一 福島県工事請負契約約款
二 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
三 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

[別記] 特約条項

- 第1 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。
（注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合には特約しない。この場合、特約条項第3以下の各条項を1条繰り上げることとする。）
- 第2 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。
- 第3 約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。
- 第4 受注者は、申請に基づき発注者が認める場合、福島県が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において、約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当

該他の工事現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。

第5 約款第36条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

契約の保証について

- 1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る保証金領収書の提示

[注] イ 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限り。）を払い込んで、交付を受けること。

ロ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ハ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

ニ 受注者は、発注者へ工事目的物の引き渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

[注] イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価格は、次のいずれかに限るものとする。

1 福島県債証券

額面金額

2 国債証券

額面金額の 10 分の 8

ロ 保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課に契約保証金の金額に相当する担保価格の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ハ 上記ロの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

ニ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ホ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保として有価証券は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヘ 受注者は、発注者へ工事目的物の引き渡し後、有価証券の払渡を求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業共同連合会、若しくはその他の貯金の受け入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 項第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

ロ 保証書の宛名の欄には「福島県立安達高等学校長」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工

事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

ヘ 保証期間は、工期を含むものとする。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。

チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては発注者の指示に従うこと。

リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

[注] イ 公共事業履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

ロ 公共事業履行保証証券の宛名の欄には、「**福島県立安達高等学校長**」と記載するように申し込むこと。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。

ホ 保証期間は工期を含むものとする。

ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

(5) 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

[注] イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には「**福島県立安達高等学校長**」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。

ホ 保険期間は工期を含むものとする。

ヘ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- 2 1 の規定にかかわらず、落札者が 500 万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。
ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となるときは、この限りでなく、総合評価方式適用工事の場合で落札金額が調査基準価格（非公表）を下回った場合には、請負代金額が 500 万円に達しないときであっても、契約保証金の納付の免除は行わない。

